

食品に関するリスクコミュニケーション  
「食品中の放射性物質対策について学ぶ」  
議事録

平成 24 年 10 月 19 日（金）

奈良会場（奈良市西部会館）

消費者庁  
内閣府食品安全委員会  
厚生労働省  
農林水産省

○司会（消費者庁・岸） お待たせいたしました。ただ今から、「食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射線物質対策について学ぶ～」を開催いたします。

私は、本日司会を務めます消費者庁消費者安全課の岸と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、皆様にお断りさせていただくことがあります。奈良県では10月末まで、まほろばエコスタイル運動を推奨しております。そのため、本日も説明者や職員はノーネクタイとさせていただきます。ご理解賜りますよう、お願いいたします。

それでは、お配りしてあります資料の確認をさせていただきます。封筒の中には、資料1として「食品中の放射性物質による健康影響について」、資料2として「食品中の放射性物質の新基準値及び検査について」、資料3として「農業生産現場における対応について」があります。そのほか、アンケート用紙、「食品安全e-マガジン」、「食品安全エクспレス」、「食品と放射能Q&A」の冊子、消費者庁リコール情報サイトのビラが入っています。足りない資料がありましたら、近くの係の者にお申し出ください。

続いて、議事次第をごらんください。

最初に、食品安全委員会、久保より食品中の放射性物質による健康影響について、約20分の説明があります。次に、厚生労働省、鈴木より、食品中の放射性物質の新基準値及び検査について、約30分の説明があります。前半の最後に、農林水産省、土居下より農業生産現場における対応について、約30分の説明があります。その後、15分間の休憩を挟んで、会場の皆様と質疑応答、意見交換を行います。閉会は午後4時を予定しております。議事の円滑な進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日の意見交換会に先立ちまして、皆様からご質問を受け付けました。事前にいただいたご質問についてはできるだけ説明の中で触れられるよう参考とさせていただきますが、時間の都合上、すべてのご質問にあらかじめお答えできないことが予想されます。ご質問の内容が説明に含まれていない場合には、恐れ入りますが、質疑応答、意見交換の時間の中でご質問いただければと思います。

それでは、食品中の放射性物質による健康影響について、食品安全委員会事務局勸告広報課リスクコミュニケーション専門官、久保順一よりご説明させていただきます。

○久保（食品安全委員会） 皆様、こんにちは。今、ご紹介いただきました、内閣府の食品安全委員会というところでリスクコミュニケーションを担当しております久保と申します。よろしくお願いいたします。

まず最初に、私どものほうから、今の基準値のベースになりました食品中の放射性物質による健康評価の結果につきましてご説明させていただきたいと思います。

本論に入る前に、突然起こった事故でございますので、あまり放射線、放射能という言葉とか、そういうものが身近でないということがありまして、そういった知識が十分でないというところで余計に不安があるというような状況になっているかと思っておりますので、軽

く放射能、放射線についての基本的なことについてお話しさせていただきたいと思います。

まず、放射線、一言で放射線と申し上げても、ここに書かれてございますとおり、代表的なものとしてもアルファ線、ベータ線、ガンマ線、3種類ほどございます。名前が違うということはものが違うということですね。例えば、アルファ線と言われるものなんですけれども、下の図に書いていますが、かなり大きな図、粒で描かれておりますけれども、これはヘリウムという元素の原子核ということです。これは単独で高速に飛んできて、サイズが大きいということで、紙1枚で防ぐことができる。その次がベータ線、これはふだん原子核の周りを回っている電子という粒子なんですけれども、これも単独で飛んできてくるものがベータ線と言われているものでございます。これはアルファ線に比べてサイズが小さいということがございますけれども、紙は通すんですけれども、アルミニウムとか薄い金属の板で防御することができるということになっております。下にございますのがガンマ線とかエックス線と言われるものです。人工的につくるものがエックス線ということで、レントゲン検査等で使用されているものです。これはさきの2つのアルファ線、ベータ線と性質が異なりまして、電磁波、電波なんです。ですから、紙とかアルミニウムとかは通過してしまう。これを防護するためには鉛の厚い板とか、コンクリートとか、そういうものでないと防ぐことができないということでございます。

ですから、性質が違うということは体に対する影響も異なるということでございますので、こういったものについての体への影響をはかるためにはそれぞれに応じた影響度合いを勘案して検討する、見る必要があるということでございます。

これもわかりにくい点だと思いますけれども、ベクレルという単位とシーベルトという単位がよく新聞紙上に出ておりますけれども、ベクレルというのは基準値の単位になってございます。内容というのは、放射線を出す能力の強さを示す値としてベクレルという単位を用いています。これは、例えば1キログラム100ベクレルというような数字があるとしますと、どういう意味を持つかということ、その食品、物体から、1キログラムから1秒間に100発放射線が放出される、そういったイメージでとらえていただければと思います。ただし、どんな種類の放射線が出ているにしても、ベクレルという単位であらわすしかできないんですね。アルファ線だろうと、ベータ線だろうと、ガンマ線だろうと、これはすべてベクレルという1つの単位でしかあわせないということです。

ですから、いろんな放射線が出している100ベクレルの食品を食べたとして体に対する影響というのはそれぞれの放射線の性質によってかなり異なってくると。それを1つの物差しとして体に対する影響ということであらわすために、こういうシーベルトという単位を用います。

ですから、100ベクレルとか200ベクレルという数字が出ておりますけれども、その高いとか低いということで危ないとか危なくないとか、そういうことで判断することはなく、それを摂取したときにどれぐらい体に対する影響が出てくるか、それは何ミリシーベルト、何マイクロシーベルトに該当するものかということで見ないと体に対する影響とい

うのがしっかりと把握できないというか、見るができないというルールになってございます。

ベクレルからシーベルトに換算するためには、実効線量係数というのがございまして、それを掛け合わせて、最終的にシーベルトという単位で見ることができます。実効線量係数というのは、1回の食事といいますか、1回の摂取による影響が50年間続くものとして、大人であれば50年間続く、子どもは70歳まで続くという前提で積み上げた数字が出るような係数というふうにされています。ベクレルとシーベルトをつなぐのが実効線量係数ということです。

これが換算式ですけれども、1キログラム当たり100ベクレルのセシウム137を摂取した場合の人体影響の程度ということです。100ベクレルを1キログラム食べて、事項線量係数がセシウム137の大人ということでこのように定められておりますので、これを掛け合わせると体に対する影響というのは0.0013ミリシーベルトという形で、数字であらわすことができるようになっております。これはセシウム137でございますけれども、いろいろな放射性物質と年齢によって動向というか、体に対する影響が異なってきますので、こういったグルーピングで事細かに係数というのが定められているということでございます。これは経口摂取ですけれども、気体から、肺から吸うという場合もありますけれども、そういった吸入というルートでも定められているということでございます。

一たん体の中に取り入れられた放射性物質が長らく体の中にいて悪さをするというイメージが非常に強いんですけれども、2つの要因で体からの影響が少なくなってくるということでございます。

1つは、物理学的半減期と言われるものです。放射性物質といってもエネルギーを出すということでございますので、いつかはエネルギー切れでその効力が弱まる時期が来ると。その力が半分になる時期というのを物理学的半減期と言われているものでございます。これは放射性物質によって違うんですけれども、セシウム134というものであれば約2年、今問題になっている137というのは30年、原発事故直後、非常に問題になりまして、東京都が上水道の中にヨウ素が入ってしまっていて、赤ちゃんにはできるだけ飲まないようにというようなことをして非常に皆さんご心配されたヨウ素131というのは8日間でございますので、現時点ではヨウ素131の影響というのは無視できるような状況になってございます。

これが物理学的半減期、それを体の中にとった場合、これとは別に代謝という能力で体の外に排出されます。放射性セシウムの場合には特定の臓器にくっつきやすいという性質があまりないので、代謝の速度が速いものほど早く外に出てくるということでございます。活発な1歳以下の赤ちゃんであれば9日間で半分になってしまいますし、年をとってくると90日とか100日とか、そういった期間で半分になると。いずれにせよ物理学的半減期に比べれば速やかに外に排出されるということでございます。

体に対する影響というのは、こういった体内の動向といいますか、どれだけ早く排出さ

れるのか。セシウムの場合は特定の臓器にくっつくということがないんですけれども、例えばヨウ素であれば甲状腺にたまりやすいとか、ストロンチウムであれば骨にくっつきやすいとか、いろんな性質がございます。そういった性質も考え合わせて、先ほど申し上げた実効線量係数というのが定められておまして、そういったファクターで最終的にシーベルトという単位で表現すれば、ヨウ素だろうと、ストロンチウムだろうと、プルトニウムだろうと、同じシーベルトというもので比較ということができるといような仕組みになっています。

内部被ばくと外部被ばくでございます。

内部被ばくのほうがダメージが大きいというイメージがあるかもしれませんが、この体に対する影響というのは、先ほど申し上げた、食べたベクレル数と実効線量係数を掛け合わせることによって被ばくの度合い、シーベルトという単位であらわすことができます。外部被ばくの場合ですけれども、これは外部に線源がありますけれども、その空間にどれぐらい放射線があるかということを示す線量率というものに、そこで何も防護せずに裸で立っている時間を掛け合わせたものとして、これも同じシーベルトという単位であらわすことがお約束になってございます。最終的にシーベルトという単位で表現した場合、内部被ばくでも外部被ばくでも体に対するダメージというのは同じ単位であるはずというお約束になっているということでございます。

今回は幸いなことにいろいろデータが集まってきました、この事故で放出された放射線、放射能についてはかなり低いレベルのものにとどまっていることがだんだんわかってきました。そういった低レベルの放射線汚染に対してどれぐらい体に対する影響があるかということ考えた場合、もともとある自然放射線に比べてどれぐらいかさ上げされているかというような考え方で見る必要があるということでございます。

原発事故が起こる前にも、いろんな形で、日本人平均で約 1.5 ミリシーベルトの被ばくがこれまでもなされてきたということでございます。これは宇宙線から、大地からという外部被ばくもあれば、空気中にある放射性物質から、それから食品からという内部被ばく、両方合わせて約 1.5 ミリシーベルトを被ばくしてきているという事実がございます。これはあくまでも平均でございます、そんなに広くない日本の中にも、高いところ、低いところ、0.4 ミリシーベルトの地域差があるということでございます。食品からのものは、代表的なものということで言いますと、カリウム 40 という放射性物質がよく知られているということです。

カリウムはご承知のとおり、我々の体の健康を維持するために必須な元素ということでございます。多過ぎても悪いし、少な過ぎても、欠乏すると死んでしまうということになります。カリウムリッチなものは健康的なものというイメージとしてはあるかもしれませんが、カリウム 40 という放射性物質も同時にたくさん含まれているという 1 つのパラドックスになってございます。

例えば干し昆布であれば 2,000 ベクレル相当のカリウム 40 を含んでいるということでは

ございます。この含有率というのは地球ができたときに決まっていることとございますので、世界中どこにしようともカリウム 40 の比率というのは変わりようがありません。カリウムという全体の 0.012%ほど必ず含まれていると言われるものでございます。

我々はこういうものをふだん必須のものとしてとって、それを体の構成物質としてある中でこれまで生きてきたということをまずベースに置かないと、放射線に対する体の影響というのは正確に把握できにくくなるということとございます。干し昆布を1キロ食べる人はなかなか、逆に食べることによる健康障害のほうが高いと思うんですね、食べ過ぎという意味では。ただ牛乳とかビールというのは、1リットルぐらいすぐ飲んだり食べたりしてしまいますので、カリウム 40 相当ではこれぐらいのものはすぐ取り入れるという状況になっているということだと思います。これはあくまでもカリウム 40 のベクレル数でございます。体に対する影響の度合いから見ますと、セシウム 137 に比べると約半分ぐらいの濃度というふうにイメージしていただければと思います。それでも軽く、干し昆布であれば1,000ベクレル相当ということとございます。

そういった放射性物質がどのように体に対する影響を及ぼすかということですが、2つの種類の影響が今考えられているということですが、1つは、確定的影響で、これは比較的高い線量で出てくる影響で、例えば急性被ばくによる永久不妊などにたとえられるものですね。男性であれば3,500ミリシーベルト、3.5シーベルトから出てくるもの、女性であれば2.5シーベルトから出てくるもの、これ以下であれば全く影響が出てこないというふうに分類されるものでございます。

ですから、線量がゼロでないある地点でしきい値というものが存在し、そこから上と下で影響があるなしがはっきり出てくると言われるものが確定的影響と言われるものです。今問題になっている低レベルの影響で一番問題になっているのは確率的影響というふうに言われるものです。これは、発症の確率が線量とともに増える。確率が増えるということですね。なかなか白黒がはっきりしない。代表的なものは白血病を含むがんと言われるものです。先ほど申し上げたとおり、カリウム 40 のほかにもいろいろあるんですけども、体を構成する物質が、放射性物質が必ず入っていると。体を構成する物質自体から放射線が出ていているという状況の中でDNAが分裂し、新しい細胞が出てきているということとございますので、それで一々傷つけられて壊れっぱなしだと、こんな形では我々は生きていくことができませんので、そういったものに対する防護反応というのがいろいろ設けられているということですが、こういった防護反応をかいくぐったごくわずかなケースががんになるという形になります。なので、必ずがんになるか、ならないかというのは確率でしか見ることができないということとございます。

例えば、喫煙とか飲酒というのは明確な発がんの要因ですけれども、それは大きな集団を見ればこれは明らかなんですけれども、個別の例から見ますと、かなりのヘビースモーカーで、かなり飲酒をなさっている方でも、長生きされて元気な方はたくさんいらっしゃいます。逆に、タバコを吸わないし、お酒もたしなまないという方が不幸にしてがんにな

るケースも多々ございますので、これは一概に白黒という形で、これはこうだというふうには言い切れない。あくまでも大きな集団の中の傾向で見るとしかできないというものでございます。

こちらから私どもの評価の内容に入らせていただきたいと思います。

私どもは食品安全委員会という組織ですけれども、なかなか耳なれない組織かなと私どもも感じております。これは比較的新しく設立された組織でございます。平成15年に内閣府に独立して設けられた組織でございます。これは、BSE問題を契機にして、リスクを管理するところと、そのベースになるリスクの評価、体に対する影響というのがどれぐらいあるのかというのを科学的、客観的、中立公正な立場で評価し、それをリスク管理機関におつなぎして、それをもとにしていろんな具体的な規制値、ルールを決めるという形になってございます。今般もこの役割分担の中で放射性物質についてリスク評価をさせていただきました。

いつもと違うのは、突然起こった事故ということでございますので、まず、厚生労働省のほうから暫定規制値というのを先に設定し、後追いの形で、この規制値で規制することによって国民の健康がほんとうに守られるかどうかというのを再度科学的知見で確認してもらいたいというような形になってございました。暫定規制値につきましては、そのベースになった、例えば放射性セシウムでございますけれども、今、暫定規制値というのは、この4月まで大部分の食品については500ベクレル、キログラム当たり500ベクレルというふうに定められておりました。そのベースになったものが放射性セシウム相当で年間5ミリシーベルトという介入線量というのはかなり安全側に立ったものだ。暫定規制値であってもかなり安全側に立ったものだという形で結果を通知させていただきました。

評価要請の内容は、緊急時、平時間問わず、放射性物質の体に対する影響はどれぐらいのものかということでございましたので、その結果を取りまとめて、それに基づいて今の新たな規制値が設けられ、その上で動いているというような状況になっています。要は、暫定規制値500ベクレルであっても、体に対する影響はかなり安全側に立ったものというのをまずご理解していただきたいと思います。

評価の内容でございますけれども、国内外の文献、3,300ほどを精査させていただきました。この中にはいろんな原子力関係の国際機関が出されていた報告書、それと、そのベースになっている個別の論文にも当たらせていただきました。いろいろなものがございましたけれども、一番重要なポイントとしては被ばく線量の推定が信頼できるのかと。要は、この方がどれぐらい被ばくした結果、がんになったとか、障害を得たかということがはっきりしているかどうかということでございます。もう1つは、ここには調査研究手法が適切かというふうに、ちょっとわかりにくいかもしれませんが。要はがんになる要因というのは、先ほど申し上げたとおりいろんな要因がございます。放射線だけではございません。ほかの要因の部分がちゃんと切り分けているか、フィルタリングされているかということがしっかりされていないと、いろんな要因が重なると別の考え方も出てきてしまいますの

で、そういったものが適切になっているかどうか。

もう1つは、ここは残念ながらということなんですけれども、本来は食品由来の内部被ばくに限って評価すべきものだったんですけれども、それに適した、マッチングしたデータというのはほとんどなかったということでございましたので、外部被ばくを含んだデータを用いて検討させていただきました。

もう1つ、これは多くの放射線防護関係の国際機関が準拠している1つのモデルなんです。要は、管理するためには放射線の影響というのはゼロでない限りは必ず幾ばくかの影響は絶対あり続けるんだということをベースにしていろんな勧告が行われています。こういったモデルにつきましても、比較的高い線量においてはこういったきれいな相関が出てくるんですけれども、およそ200、100という低いレベルになってくると、ほんとうにこういった関係で相関が出ているかどうかということについては学者の中でも意見が一律ではないと。はっきり検証されているわけではないということです。

ただ、できるだけ影響がないように管理するためにはこういったモデルを用いているいろんなベースになるものを考え出すことは1つの流れですけれども、この部分については、専門家の中では高線領域よりもより悪い影響を及ぼすんだという説を持たれている学者さんもおられますし、レベルが十分低くなれば、ゼロでない段階でしきい値的なものが発生するんだと。全く体に対する影響が出てこないポイントがあるんだという説を持たれている方、逆に、ごく小レベルであると体の健康にプラスするんだというようなご説を唱えられている方もいらっしゃいますので、モデルの検証というのは困難であるということで、私どもは被ばくした人々の実際の疫学データに基づいて判断をさせていただきました。

判断のベースになった疫学のデータでございます。

1つは、インドの自然放射線が高い地域、これは累積のトータルの線量が500ミリシーベルト強という地域で長らく何世代も生活されているグループがございまして、そういったグループに対しては発がんのリスクが見られなかったと。ここはインドですけれども、世界中にはインド以外にも中国の一部の地域とか、ブラジルの一部の地域、イランの一部の地域、いろんなところで高い線量の地域がございまして、いずれの地域を見てもこういった発がんのリスクが上がったという報告はなされていません。なぜインドかということ、この調査が一番はっきりというか、正確に行われているということでインドというのを採用させていただいたということでございます。

あとの2つにつきましては、日本人、広島・長崎の原子爆弾のデータでございます。

1つは、白血病による死亡リスクなんですけれども、被ばくした集団と被ばくしていない集団を直接的に比較したところ、200ミリシーベルト以上で被ばくした集団のほうが死亡リスクが明らかに高くなったと。200ミリシーベルト未満では差がなかったというような報告がなされています。

もう1つは、固形がんでございますけれども、これは被ばくした集団、ゼロから125を1つの集団と見たときに、その集団の中で被ばく量と死亡リスクを見たところ、こういっ



た何らかの直線性、関連性が統計学に見られたと。明らかになったと。ところが、上限を 125 から 100 に下げたところ、今まで見られていた関連性、直線性がランダムになって見られなくなってしまったという報告がなされています。いろんな数字が出てきてございますけれども、私どもとしては、今現在の各知見の中で一番シビアな数字ということで 100 ミリシーベルトという数字を採用させていただきました。

子どもさんにつきましても、皆さんも非常にご心配されているかと思います。私どもも別途チームを立ち上げていろんな文献に対して精査させていただきました。その中で、チェルノブイリ原発関係の報告としては、5 ミリ未満であった子どもさんに白血病のリスクが増加した。被ばく時の年齢が低いほど甲状腺がんのリスクが高くなったという報告が見られましたけれども、残念ながらいずれもこの子どもさんがどれぐらい被ばくした結果そうなったかということがはっきりしないと。要は、事故が起こった当時ソビエト連邦の一員でございまして、そういった調査が迅速に行うことができなかった。かなり後年になってから、その当時、君はどこでどういうふうにしていましたかというインタビュー調査によって線量を推量していたということでございますので、この線量というのがどうしてもはっきりしないということで、ここに示されたものにつきましては私どもの評価の中には直接取り入れることができなかったということでございます。

胎児への影響でございますけれども、これは比較的高いところから影響が出ると。0.5 シーベルト以下、500 ミリシーベルト以下の線量では問題がなかったということが報告されておりました。

まとめでございますけれども、私どもとしては、放射線による影響が見出されるのは生涯における、1 年ではございません、一生涯における追加の累積線量がおよそ 100 ミリシーベルトからおぼろげな影響が出てくるだろうと。これは、一般の生活で受けるような自然放射線とか、医療で、検査等で行われるような医療被ばく等は除いてございます。ただし、子どもさん期間につきましては、先ほど報告がありましたような報告もありますので、あと、動物実験とか、ほかの調査でも高い線量ではそういった小さな個体、年が若い個体のほうが影響が出るという報告がなされているんですけども、こういった低い線量については必ずしもはっきりしていないということがございますので、可能性があるということでお示しさせていただきました。ここは管理のほうで何らかの配慮をいただきたいということでございます。

では、100 ミリ未満というのはどういうことかということなんですけれども、これは先ほど申し上げたとおり、そもそも 100 ミリ未満というばく露量がどれぐらい被ばくしたかということをはかるのは難しいと。これぐらい低くなるとほかの生活要因から起因するような発がんリスクというのが顕著に出てきまして、放射線だけに切り分けることが非常に難しいということがございまして、100 ミリ未満につきましては、あるともないとも言えないというふうな、ちょっと歯切れの悪い結果になってございます。

100 ミリという意味合いでございまして、101 ミリが危険で 99 ミリが安全という

ものではないです。これは、あくまでも食品についてのリスクについてリスク管理が管理を行うためのベースになる数字でございます。これにつきましては、今、我々がどれぐらい追加の被ばくをされているものかということ念頭に置きながら、どれぐらいアローワンスがあるかということをお考え合わせて規制値を策定していただきたいという性質のものでございます。

ちょっと早口で難しいことを申し上げましたけど、わからない点等がございましたら、後ほどの意見交換会でご質問いただければと思います。

どうもご清聴、ありがとうございました。

○司会者（消費者庁・岸）　続きまして、食品中の放射性物質の新基準値及び検査について、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐、鈴木貴士よりご説明させていただきます。

○鈴木（厚生労働省）　皆さん、こんにちは。ご紹介にあずかりました厚生労働省食品安全部の鈴木と申します。

私からは、先ほど食品安全委員会から説明がありました食品中の放射性物質に関する健康影響評価を受けて、食品の実際の安全基準をつくる厚生労働省の立場からその基準がどういった内容のものなのか、それから、実際に現場のほうでは検査がどのように行われているのか、そういったことについてご紹介をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

これから説明をさせていただく内容の全体像ですけれども、まず最初に、食品中の放射性物質の基準値に関する、その設定の経緯であるとか、内容について、特にこの4月から施行されております新しい基準値についてご紹介をしていきたいと思っております。続いて、現場のほうで実際にどのような検査が、どういった検査方法で、どういった品目に対して行われているのかといったことをご紹介いたします。最後に、検査をした結果、超過が見られるような食品があった場合にはどういった対応をしているのかといったことをご紹介していきたいと思っております。

初めに、早速基準値の設定についてお話をいたします。

まず、今般の事故が起こる前、食品衛生法という法律では食品に関する放射性物質の基準値というものはありませんでした。そこで、昨年3月に原子力災害が発生したことを受けまして、原子力安全委員会、現在原子力規制委員会に統合されておりますけれども、こちらで事故のずっと前から用意しておりました飲食物の摂取制限に関する指標といったものを緊急的な対応として食品衛生法の規制値という形で位置づけて1年間対応してまいりました。

この飲食物の摂取制限に関する指標というのは、こういった原子力災害が起きた場合に、不幸にも食品が放射能で汚染されてしまったと。そういうようなケースを想定しまして、その食品を食べても大丈夫かどうかと、そういう判断の目安として決定がされていたもの

でございます。

続きまして、この暫定規制値というものは、あくまで緊急的な対応ということで設定をしておりましたものですので、今回の福島原発から実際にどういう放射性物質が大気中に放出されたのか、あるいは、海洋中に放出されたのか、そういったことを調査し、こちらにあります厚生労働省の薬事・食品衛生審議会、それから、先ほどの内閣府の食品安全委員会、それから、文部科学省の放射線審議会、そういった専門家の先生方の意見をたくさん集めてお伺いをしまして、最終的に新しい基準値をこの4月から施行したということになっております。

この新しい基準値が暫定規制値からどのような点で変わったのかということですが、先ほど食品安全委員会のほうからも少し説明がありましたが、暫定規制値につきましても、一般的には安全側の設定であるというふうな評価が専門家の先生方からもなされておりました。しかしながら、放射性物質の低線量の健康影響ということに関しては十分わかっていないところもあるというふうな指摘もありますので、より一層食品の安全と安心を確保していくという観点から基準値を引き下げるということを行いました。

その際に、健康影響の指標というものがシーベルトという単位であらわされるという説明が食品安全委員会よりありましたけれども、そのシーベルトの単位で言いますと、年間の線量を上限値として5ミリシーベルトというものが暫定規制値の設定でございましたが、これを1ミリシーベルト、5分の1まで引き下げるということをいたしました。これによって、食品の実際の基準値は、飲料水であれば10ベクレル、牛乳であれば50ベクレル、一般食品であれば100ベクレル、乳児用食品であれば50ベクレルと、およそ5分の1程度の基準値に引き下げられたという形になっております。

こちらは参考としてつけさせていただいているスライドですけれども、飲料水であるか乳児用食品、牛乳、一般食品といった食品区分がどういう考え方に基づいて設定されているかということをご紹介したスライドです。参考とつけさせていただいているスライドはこの後も幾つか出てきますけれども、ちょっと時間の都合で割愛をさせていただきます。もしご不明な点等あれば、後ほどご質問等をいただければと思います。

それでは、基準値の見直しが一番根幹となっている年間の線量の上限値を1ミリシーベルトとした理由は何でしょうかということについてなんですけれども、これは、科学的な知見に基づいた国際的な指標を参考にしたということが一番の大きな理由でございます。具体的に申しますと、食品については、食品添加物であったり、農薬であったりと、いろんな食品に含まれる物質について国際的な基準というものが策定されております。この基準を策定している委員会をコーデックス委員会と呼んでおります。こちらは世界保健機関（WHO）と国連食糧農業機関（FAO）という2つの国際機関が共同で設置して運営している委員会です。こちらのほうでも、やはり放射性物質についての国際ガイドラインというものも設けております。この国際ガイドラインも、さまざまな科学的な知見を集めて設定はされているわけなんです、その国際ガイドラインが年間1ミリシーベルトを超えないよ

うにという考えで設定されているということが一番の根拠となりました。

実はコーデックス委員会が1ミリシーベルトを決定する際には、さらにほかの国際機関、放射線防護の専門機関であるICRPという委員会が食品について年間1ミリシーベルトより厳しい措置を講じても、それ以上効果的な線量の低減は達成できないとしていることなども踏まえて決定されたということになっております。という意味で、食品の規制としてはこの年間1ミリシーベルトというのが最も厳しいとも言える状況なんですけれども、それが実際に達成可能な水準であるのかといったことも当然ながら重要な問題点となってまいります。

そういった意味で、モニタリングの検査の結果であるとか、さまざまな情報から多くの食品からの検出濃度は、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあると、そういったことから主要な食品についての食料供給上の影響とか、そういったものは小さく、基準値を1ミリシーベルトに引き下げることができると。そういったことから今回の決定に至ったということになります。

続いて、今回の基準値は放射性セシウムだけに基準値を設けております。しかしながら、基準値がどうして放射性セシウムだけなのでしょうかといったご質問をいただくことがございます。これに関しましては、実は新しい基準値は、今回の事故で原子力安全・保安院の評価に基づけば、大気中に放出されたとされる核種のうち、半減期が1年以上あって、今後も影響が残り得ると考えられるような核種についてはすべて影響を考慮するようにしております。

具体的には、セシウム134と137以外にも、ストロンチウム90、プルトニウムの238、239、240、241、それからルテニウムの106といった核種の影響を考慮しております。一方、事故の当初は放射性ヨウ素といったものが葉物野菜などに付着して汚染が広がっているということで大変話題になりましたけれども、こういったものは半減期が8日間と非常に短いということもありまして、昨年夏以降、全く食品からは検出されていないという状況がありますので、基準値は設定しないということといたしました。

それから、放射性ウランについても、天然の存在レベルと変化がないということが言われておりますので、基準値は設定しないということといたしました。

では、実際にこういったストロンチウムであるとか、プルトニウムであるとか、ルテニウムといった核種について、基準値がないにもかかわらず、どのように考慮しているかということなんですけれども、これらの核種というのは測定が非常に難しいという問題がございました。ですので、基準値は設けない。しかしながら、放射性セシウムの基準値が守られていれば、これらの核種から受ける内部被ばくの線量を足し合わせても1ミリシーベルトを超えないようにあらかじめ計算を行って放射性セシウムの基準値を決定するという工夫をいたしました。

少し大ざっぱな説明になるんですけれども、例えば19歳以上の方の場合、普通に生活していると、放射性セシウム以外からのこういった核種からの被ばく量が最大で12%程度受

ける可能性がある。ですので、あらかじめ 12%程度はセシウム以外の分として除いておいて、それ以外の残りの 88%の線量、1 ミリシーベルトに対する 88%の線量で放射性セシウムからの基準値を計算するというイメージのことをしております。

ここから少し細かいスライドになって恐縮ですけれども、それでは、年間 1 ミリシーベルトという線量の上限値から実際に各食品の基準値である、例えば一般食品の 1 キロ当たり 100 ベクレルという基準値がどういうふうに計算されているのかということをご説明いたします。

まず 1 点目として、計算をする際に前提を置いております。

1 つ目の前提としましては、飲料水の基準値は、これはある意味決め打ちのような形で、WHO が示しておりますガイドライン値に沿って、その値をそのまま持ってくる形で 10 ベクレル/kg といたしました。この WHO の基準値というのは、飲料水に関するガイダンスレベルと呼ばれているものなんですけれども、この値を超えたからといって直ちに健康影響があるものではないとされていますけれども、参考値として示されているものなので、これを日本でも取り入れるということにいたしました。

そうしますと、この 10 ベクレル/kg のものを飲料水、水道水であったり、ペットボトルの水であったりといったものを 1 年間ずっと飲み続けると、被ばく量としましては 0.1 ミリシーベルトになりますので、目標とする線量の上限値の 1 ミリシーベルトからこの 0.1 ミリシーベルトを引き算した値で残りの食品の基準値を計算するというようにいたしました。

それから、基準値を計算する上ですべての流通食品が基準値の上限値で汚染されているということは実際上考えられませんので、例えば、日本の食料自給率が 4 割ぐらいと言われていますので、そういったことも考慮しまして安全側の想定として流通食品の半分が汚染されていると仮定をして基準値を計算するというようにいたしました。

2 番目に、計算式ですけれども、これは先ほど食品安全委員会さんのほうでも出された式と同じでございます。すなわち線量というものは、食品中の放射性物質の濃度と、それを実際に食べる量、それから実効線量係数というものであらわされます。今回、この実効線量係数というものは決まった値ですし、食品の摂取量というものも国民健康栄養調査等でわかっております。この線量というものは 1 ミリシーベルトというふうに決定いたしましたので、ここの部分を方程式として解いてあげますと基準値が計算されてくるということになります。

具体的には、計算をしますと 120 ベクレルという値が出てきましたので、これをさらに非常に安全側に切り下げて 100 ベクレルというものを基準値としたという形になっております。

続きまして、事前のご質問でもいただいていることなんですけれども、お子様への影響というものを大変ご心配されているという方が多くいらっしゃるかと思います。今回の基準値でお子様への配慮というものをどういうふうに考えているかといったことをこちらで

ご説明させていただきます。

実は、先ほどの計算式で 120 ベクレルという基準値を割り出しましたけれども、これは 13 歳から 18 歳の男性の場合に、計算するとそういう値が出てくるというものになっています。こうした計算を 1 歳未満であるとか、1 から 6 歳、7 歳から 12 歳といったように、いろいろな年齢であったり、性別ごとに計算をしてあげて、どの年代であっても基準値が守られていれば線量が 1 ミリシーベルトを超えないようにということを確認しております。

実際に 1 歳未満であったり、1～6 歳であったりということで、それぞれ線量係数であったり、食品摂取量というものが異なってくるわけなんですけれども、それぞれをすべて一つ一つ計算して、一番厳しい基準値を全年齢の基準値としたということになっています。具体的には、13 歳から 18 歳という食べ盛りの年代の方が一番厳しい基準値が必要であったということから、この 120 ベクレルをもとにした 100 ベクレルをお子様の年代にも適用しているという形になります。ですので、言い方によっては乳幼児の方とか、そういった 13 歳から 18 歳以外の年代の方にとっては、実際の 1 ミリシーベルトに達する限度値よりも一定の余裕があるということが言えるかと思います。

さらに、もう 1 つ、お子様への配慮ということで今回取り入れているものが、牛乳・乳児用食品の基準値の設定です。すなわち、これらについては、例えば牛乳であれば、お子様は学校給食で毎日召し上がるということもありますし、乳児用食品であれば、当然ながらお子様だけが食べる食品であるということで、こちらについてはより入念的な配慮ということで一般食品の半分である 50 ベクレルを基準値といたしました。

以前いただいたことのある質問に、飲料水については 10 ベクレルなのに粉ミルクは 50 ベクレルでいいんでしょうかというようなご質問をいただいたことがあるんですが、粉ミルクについては粉の状態では 50 ベクレルを当てはめておりますので、これを実際に希釈して、7 倍ぐらいで希釈することが多いんですけれども、希釈しますと 10 ベクレルよりも低い基準値が実行上は当てはまってくる、というような状況になっております。

今まで基準値の計算の考え方をご説明してまいりましたけれども、今度は 1 ミリシーベルトから基準値を導出する過程の逆ですね。基準値上限の食品をずっと食べていた場合にどれぐらいの線量を被ばくする形になるのかということをご理解いただければと思います。

これを見ていただきますと、13 歳から 18 歳という一番食べ盛りの年代であっても 1 年間の被ばく量は 0.8 ミリシーベルト、そのほかの年代はさらに低くて十分に 1 ミリシーベルトを下回るということがおわかりいただけるかと思います。特に食品の摂取量が少ないということが理由なんですけれども、こういった低年齢のお子さんというものは、被ばく量というのは相対的には低くなるということがおわかりいただけるかと思います。

先ほどのグラフというのは基準値、100 ベクレルで汚染されたものをずっと食べ続けるというバーチャルな想定に基づくグラフでありましたけれども、実際は報道等でも見てい

ただければわかるかと思うんですが、基準値相当に汚染されている食品というのは、市場からはほとんど検出されないという状況になっております。であれば、実際に市場に流通している食品を普通に買って食べていったらどういう被ばく状況になるのかといったことを調査したものがこちらのグラフになります。少し古い調査になりますが、昨年、平成 23 年 9 月と 11 月に、東京都と宮城県と福島県で、それぞれの土地のスーパーマーケット等で実際に販売されている食品を買ってきまして、できるだけ福島であるとか宮城というのは地元産を中心に選ぶようにということをしているんですけども、そういったものを買ってきまして、通常の調理メニューでそれを調製しまして、その中に放射能が何ベクレルぐらい含まれているのかということのを測定しました。そして、その食品を 1 年間食べ続けるとどれぐらいの被ばく量になるのかということのを計算したものでございます。

そうしますと、東京都であれば 0.026 ミリシーベルト、宮城県や福島県でも 0.017、それから 0.019 ミリシーベルトということで、実際に受けている被ばく量というのは非常に小さいということがわかりました。

この黄色いグラフであらわしているものが放射性カリウムから受ける被ばく量なんですけれども、どの地域でも年 0.2 ミリシーベルト前後でありまして、これは事故の前に調査した値なんです、それとも一致していたと。ですので、天然の放射性カリウムからの被ばく量が 0.2 ミリシーベルトぐらいあるところ、福島や宮城といったところで普通に生活していても追加で放射性セシウムから受ける被ばく量はその 10 分の 1 程度の水準であるということがわかりました。すなわち食品からの放射性セシウムの線量というのは自然界に存在する放射性カリウムの線量と比べても非常に小さいということがわかりました。

こちらについては、昨年の 9 月、11 月の調査ですので、暫定規制値が運用されていた当時のデータになります。この後、新基準値が施行され、検査の件数であるとか、出荷制限の仕組みといったものもさらに向上してきておりますので、こういった値というのは今後も維持されていくのではないかと考えております。

今ご紹介しました、実際に食品から受けている被ばく量を、そのほかの自然放射線から受けている量と比較してみたスライドがこちらです。食品安全委員会からも説明がありましたけれども、1 人当たりの年間線量というものは、日本人平均で年 1.5 ミリシーベルト程度あると。そのうち食品からは 0.41 ミリシーベルト程度あると言われております。実際、この 0.4 ミリシーベルト前後というものは、地域差による変動幅がありまして、最大で年 0.8 ミリシーベルトぐらいの被ばく量があるといったデータなどもございます。こういった地域変動がかなりある中で、先ほどご説明した福島や宮城、あるいは東京の放射性セシウムからの被ばく量というのは 0.02 ミリシーベルトであるとか、0.003 ミリシーベルトという水準ですので、けたが 1 つ違ってくるといったレベルになっています。

ですので、例えば、土地、土地で食べ物というのは大分違いますけれども、引越しなどによって変動する被ばく量と比べても、今回の震災で追加的に受けることになった被ばく量というものは既に小さいものにとどまっているということがわかってきております。

以上が、基準値に関するご説明です。

続きまして、食品中の放射性物質の検査についてご説明をしていきたいと思えます。

検査につきましては、昨年事故以来、原子力災害対策本部のほうで検査のガイドラインというものを定めまして検査を随時行っております。

まず、暫定規制値が運用されていまして昨年3月から今年3月まででは、13万7,000件ほど検査が行われまして、超過は1,200件程度。それから、この新基準が施行されてから半年余りの期間で基準値の超過は1,500件程度。期間が、こちらは約1年間、こちらは半年ですけれども、検査件数としては10万件をそれぞれ超える水準になっております。

続きまして、今申し上げました国の検査のガイドラインというものがどういったものか、少しご紹介をさせていただきます。

国、すなわち原子力災害対策本部のほうで検査のガイドラインというものを定めまして都道府県に検査の対象品目であるとか、検査の頻度、それから、どういった地域で検査をしたらよいかということをお示ししております。具体的な内容としましては、例えば対象品目であれば、昨年1年間、いろいろな検査を行っていきまして、放射性セシウムの検出レベルの高い食品がわかってきております。こうした食品を明示しまして、検査を重点的に行ってくださいということをお示しをしております。

また、昨年の7月、大気中から降り注いだ放射性セシウムに汚染された稲わらで飼育されていた牛から、基準値を超える牛肉が検出されたという事例がありました。そういったえさの与え方とか、与えるえさの種類といった飼養管理の影響を大きく受ける食品についても重点的に検査をしてくださいということをお示ししています。

それから、海産物であるとか、淡水産物といったものについても影響がいろいろ言われておりますので、検査を行っていただいております。

それから、出荷制限という仕組みがございますけれども、出荷制限を解除した後についても丁寧なフォローアップをしてくださいということをお願いしております。

それから、主には消費地でありますけれども、市場流通品についても必要に応じて検査を行っていただいているという形になっております。

こういったガイドラインをお示しして、現在、日本全国で検査が進められているという形になります。

こちらのスライドは、もう少し今説明したことを細かく書いたものですが、端的に申しますと、国のガイドラインでは、特に50ベクレルを超えるような食品、そういったものについては毎週3検体測るとか、できるだけ汚染が疑われる食品を重点的に検査してくださいということをお願いしているんですということを示したかったスライドになります。こうした汚染の広がりがあるといったもの、それから牛肉であるとか、牛乳ですね、それから魚関係、特に海産魚に関しては、福島、宮城、茨城については週1回検査をしてくださいといったことなどをお願いしております。

こういったお願いについては、実際に随時いろいろな情報を集めてリバイスをしており



まして、文部科学省のほうで行われている土地、土地のモニタリングデータなども参考に自治体のほうで検査を行っていただくようにしていただいております。

続きまして、実際の検査の方法、やり方についてご紹介をいたします。

厚生労働省のほうで検査のやり方としてお示ししている方法には2つあります。1つ目が、ゲルマニウム半導体検出器というものをを用いた分析法、それからもう1つが、NaI シンチレーションスペクトロメータというものをを用いた、よりスピードの速い検査法、これをスクリーニング法と呼んでおりますけれども、この2つの検査法をご紹介しております。

事前にいただいた質問でもあったんですけども、こちらのスクリーニング法というものはどういった検査かといいますと、基準値の100ベクレルを超えないということを確実に判定するための検査、若干その値については精度が落ちる部分があるんですけども、100ベクレルを超えないということについては確実に判定できる検査法ということになっております。ですので、そういった条件については測定下限値であるとか、そういった機器の要件を幾つか通知のほうで示させていただいております、それを満たす機器というものを自治体のほうでご購入いただいて検査を行っていただいているという形になります。

要件を満たしている機器というものは、日本アイソトープ協会さんのホームページのほうに掲載をしておりますので、もしお知りになりたい方がいましたら、そちらのほうをごらんいただければと思います。

実際の検査の流れですけれども、こういった検体を細かく切りまして、重さをはかりまして、この検査機器の中に入れます。そうしますと、食品からごく微量の放射線がわずかずつ出てきますので、何本の放射線が出たかというものを時間をかけて測っているというのが検査の実際になります。

最後になりますけれども、食品の検査によって超過が見られた場合にどのような対応をしているのかということ、出荷制限を中心にご説明いたします。

まず、今、全国で行われている検査は食品衛生法に基づく検査という形になりますが、もし基準値を超える食品が見つかった場合は、そのロット全体、例えば同じ畑で栽培されたものであるとか、同じ農家から出荷されたものはすべて法違反という形で回収などの措置がとられます。

さらに、複数の市町村で同じ品目で超過が見られるというような事態になった場合には、これは緊急的な対応になりますので、原子力災害対策特別措置法という法律で出荷制限ということを広範にかけるという対応をしています。ですので、これはかなり広範にといいますか、実際に検査して超過していないものも含めて出荷を制限するという、かなり安全側の対応だということが理解いただければと思います。

それから、さらに著しく高い値が確認された場合には摂取制限という方法も用意されているんですけども、現在、そういった食品はほとんど見られない状況になっておりますので、ここ、新基準が施行されてからこういった摂取制限ということがなされるということとはなくなっています。

実際にどのような品目で出荷制限がかかっているかということを一覧にしたものがこちらです。

非常に細かい表で恐縮なんですけれども、まとめて申し上げますと、こういったくさそてつであるとか、タケノコであるとか、そういった除染ができない、山に自生する食品、山菜であるとか、そういった。それから、キノコ類ですね。特に原木で栽培されるキノコ類。それからヤマメであるとか、ウグイであるといった淡水産物、それから、福島を中心とする海産物、こういったものに出荷制限がかかっていると。逆に言うと、それ以外の食品は出荷制限をかける必要がなくなっている状況ということが言えると思います。

こういったモニタリング検査の結果については、厚生労働省のホームページですべて掲載しております。よく検出下限値未満だったものはどういう扱いになっているのかとか、基準値未満であったものはどういう扱いになっているのかというご質問をいただきますけれども、基準値未満であったものであっても、その検査結果、数字を含めて公表しておりますし、検出下限値についても何ベクレルまで測定したかということもすべて公表しております。

最後に、時間の許す限りで、最近のモニタリング検査の傾向について少しご紹介いたします。

一般野菜ですけれども、事故の当初、去年の3月、4月といった時期については、大気中から降り注いだヨウ素であるとか、セシウムの汚染というものがありませんけれども、そういった野菜というのは既に収穫されて新しい野菜に切りかわっていますので、今現在、一般野菜というのは基準値を超過するという事はまずなくなっているような状況になってきています。

それから、キノコについてですけど、キノコについては汚染が見られやすい食品ということが知られているんですが、実際には施設内で栽培される菌床シイタケとか、そういったシイタケについては、基準値超過がほとんど見られないという状況になっています。しかしながら、原木を使って屋外で育てられるようなものについては、先ほど申し上げたとおり出荷制限というものが結構広範にかかっているという状況になっています。

それから、水産物ですけれども、水産物は福島産を中心にまだ基準値を超えるものが見られております。しかしながら、福島産は、ほとんど出荷自粛ということで流通はしていないという状況がございます。それから、福島産であっても、実際に汚染がある魚というのはかなり特定されてきておまして、具体的には近海の底にすむ魚と、そういったものに汚染が限定されてきているということも大分わかかってきております。

それから、牛肉であるとか、乳であるとか、そういった畜産系のもは、ほとんど汚染はなくなっているということが言えます。

穀類についても同様の経過が見られます。

以上、駆け足でございましたけれども、厚生労働省での基準値の設定の考え方、それから、検査の考え方等々についてご説明をさせていただきました。こういった内容について

は、検査の結果等を含めてホームページのほうで見られるようにしておりますので、またお時間のあるときにご覧いただければと思います。

どうもありがとうございました。

○司会者（消費者庁・岸）　続きまして、農業生産現場における対応について、農林水産省生産局総務課課長補佐、土居下充洋よりご説明させていただきます。

○土居下（農林水産省）　皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました農林水産省の土居下と申します。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、生産現場のほう、特に農家の皆さんが放射性セシウム濃度を下げたためのどういう取り組みをしているかということ、また、23年度の検査結果、24年度の最近の検査結果、厚労省の先ほどの方の話とちょっとダブる面はありますけども、ざっとごらんいただければと思っております。

まず最初に、農水省の対応でございます。当然のことでございますが、国民の皆さんに安全な食品を安定的に供給するということが基本であります。ですので、厚労省さんがつくった基準、これを満たすものを生産するためにどういうことが必要か産地に対していろんな助言なり、技術の指導等をやっております。それをやるに当たっては、もちろん都道府県の皆さん、また、厚生労働省さんと連携しながら対応しているということでございます。

品目ごとの説明をする前に、ちょっとざっと思い出していただきたいことがこのスライドに書いてあることであります。

まず、事故の直後なんですけども、大気中に放出された放射性物質が、雨とかちりとかといっしょに降下してきたと。ちょうどそのころハウレンソウの収穫の時期が関東とか福島でございました。ハウレンソウは葉っぱを上向きに広げているということから、非常に上から落ちてくるものを受けとめやすい、そういう作物でした。ですので、高い濃度の放射性セシウムなり、ヨウ素なりが検出されたというのが、事故直後の話であります。

同じ時期に、果樹とかお茶、これは木で生えていますので、そのときは実がついていなかったんですけども、木の状態でその場にあったということです。そこに降下した放射性セシウムが、樹体の中に染み込んで、それが実とかお茶の芽、そこを収穫されるところに移行して行って、高い濃度のものが検出された。これがお茶とか果実であったことであります。

野菜のほうにつきましては、時期がたってまいりますと、放射性物質が降下する時期が終わった後に作付された、お米もそうなんですけども、そういったものは汚染のルートというのが根から吸収するということに限られております。後でデータをごらんいただきますけども、このステージになってまいりますと、大分、吸収が抑えられ、放射性セシウム濃度が下がってきているという状況でございます。

ちょっと品目ごとにごらんいただければと思います。

米以外の農産物です。下に3つグラフがございますけども、一番左端が3月から6月までの野菜の検査の結果です。右に行くほど濃度が高いということなんですけども、当時の暫定規制値が500ベクレルでしたので、それを超えるものが134点あったと、そういう見方をしていただければと思います。ほとんどが100ベクレル以下ではあったのですが、今の現在の基準で言う100を超えるものが大体1割ぐらい、三百数十点あったというのが3月から6月の状況でした。7月以降は、だんだん検査の体制も整ってきまして、検査の点数自体は大分増えてはおります。増えている中で100を超えるものというものは大分減ってきております。割合にしても1%を切っているという状況が今年の7月以降の状況です。大豆につきましても、これは降下が終わってから作付られるものですので、同じような状況ということなんです。

次のスライドは、果実とかお茶の関係です。麦も入っているんですけども、いずれも事故の直後に植物体がもう生えていたというものです。特に果実を見ていただきますと、1割弱が100ベクレルを超えている結果になっていたと。果実の収穫時期というのは、大体夏から秋にかけてですので、夏から秋にかけてもこの程度のものが、超過があったということになります。

お茶につきましては、500を超えるものということで1割弱ぐらいなんですけれども、今の基準に照らしますと、お茶の場合は煎じて10ベクレル、飲用水と同じ基準が適用されます。煎じて10ベクレルになるところがどの辺かということ、実は荒茶の状態でも500ベクレルぐらいがラインです。そういう目で見ますと、今の基準にひっかかるようなものというのは1割弱ぐらいというのがお茶、果実と変わらないぐらいのレベルが今の基準でも超過に当たるというものでした。

そういったものを受けて2年目、今年24年度ですので、それに向けてどういったことをやっていこうかということで、検査をやっていくという②は当然のことなんですけども、やはり現場で放射性物質の低減対策をやっていったということになります。

例えば果樹ですと、この写真にありますけど、樹体についたものが原因だということがわかってきましたので、秋から冬にかけて1本1本の木を削るというふうな作業をやっております。福島県はモモとか果物の大産地ですので、こういったことを1本1本やっていったという対策をしていきました。

あと、お茶につきましても、上から降ってきたということで表面の葉っぱの部分に多くあったということですので、剪定を通常より深めにするなどして、さらにきれいな枝を生やすというようなことをしまして放射性物質を低減するというようなことをお茶もしていきました。

検査のほうは、先ほどの厚労省の方の話と重複するんですけども、いろいろ文章で書いておりますけども、23年度に100ベクレルを超過したことがある品目ですとか、一番下でございます、複数品目で出荷制限の実績がある7県、福島県及び周辺の6県において重点的に検査をして、より基準値超過が出そうなところ、出そうな品目を重点化してござい

す。検査可能な数に限りがあり、何でもかんでもたくさん検査をできるというような状況ではありませんでしたので、そういったことをしております。

それとあと、農地の除染というのもやっております。表土の削り取り、放射性セシウムは土に降った後、なかなか土の深くに浸透していかないということがわかっています。1回耕してしまうと、表土の削り取りはできないんですけども、耕す前にできるところはやっていったと。例えば避難区域で農家の方が避難したところでは今でも削り取り作業をやっております。一たん耕してしまったところは、表面の土の層と下層の土の層を反転させるということをやっています。要は、植物の根の届かないところに、深くに放射性物質濃度の高い層をひっくり返して中に入れてしまうというような作業をしております。

そのほかにも、肥料ですとか、土壌改良資材、そういったものを、汚れたものを農地にまいてしまいますと、また土が汚れていくということになって、せっかく除染をしたのに無駄になるということがございますので、肥料とか、そういったものについても基準を設けて、超えるものは利用を自粛するというようなことをしております。

その結果として、24年度、4月以降の検査の結果というのが、この表です。先ほどのグラフは23年度の話なんですけど、24年度に入ってから、例えば野菜で申しますと、基準を超えているものは2点だけとなってございます。超過した品目は、ここに紹介しておりますけども、これらが危ないのかと言われますと、この超過したものは流通させておりませんので、その辺はご安心いただければと思います。

果実につきましても、去年は100を超えるものが8.1%あったものが、今年は0.38%になっている。お茶につきましても、茶葉で500を超えるものが8.6%、去年あったわけですが、今年、基準の超過は1.8%、いずれも下がってきております。中には非常に降下量が多かった地域などでは超過は以前としてありますけども、去年に比べると超過している割合は下がってきているということでもあります。

あと、若干幾つかご紹介しますと、ハウレンソウにつきましては、農家さんが原発事故直後に外に放置してあったビニール、これをかけるなどして使ったのが原因ではないかと考えられています。

アシタバにつきましては、多年生の野菜でして、やはりほかの果実と同じように、一たん上から放射性セシウムが降下して直接汚染をしてしまったものではないかというふうに考えられております。

果物の中でウメとかクリとかは、ほかの果物に比べてみずみずしくないと。要は実が大きく育たなくて、かたくて、ぎゅっと締まっているようなもので、どうもそういうのが高くなりやすい原因になっているんじゃないかと考えられています。あと、クリは非常に木が大きくて除染をしにくいという事情もあります。

ブルーベリーは根が浅くて、ほかの果実は根が深く張っていますので、なかなか根っこから放射性セシウムが吸われるということはあまりないんですけども、ブルーベリーは、実は浅いところに根っこがあって、米とか野菜とかと同じように、実は根っこから吸われ

てしまった可能性があるということで今調査が続けられています。

ユズにつきましては、ウメとかクリは落葉樹なんですけど、ユズは常緑樹です。落葉樹は葉っぱを落とす分だけ木にたまった放射性セシウムが少しはなくなるという効果があるんですけど、ユズはなかなかそういう効果すら期待できないというようなこともちょっと関係するのではないかというふうに考えられています。

以上が、野菜とか果実、その状況でございます。

次に、お米の話でございます。

お米は、検査は23年度、去年の検査結果がこちらでありまして、全国で3,000点余りの検査をしたところ、500ベクレルを超えたものは1点だけでして、ここに書いてございますが、99.2%が50ベクレルを切っています。福島県でも98.4%が切っていました。米は超過したものが出たことが大きく報道されましたので、もしかしたら皆さん、米は相当汚れているんじゃないかという印象をお持ちなのかもしれませんが、検査結果から見るとこういう状況です。

ですけども、我々関係者がショックを受けたのは、500を超えるものが福島県内で1点出てきたと。一通り検査が終わった後に、福島県の知事が安全宣言をした後にこういったものが出てきたことから、事態を重く受けまして、また、報道のほうが大々的にされたということもあるわけなんですけど、追加の検査を徹底してやったことがあります。

字でいろいろ書いてございますけども、最初のポツで書いておりますのは、米の検査で、少しでも検出されたようなところではもっと細かく検査をしたと。ほとんどすべての農家から米をいただいて検査をしたということでもあります。

もう1つは、基準値を超える原因は何だったのかと。もちろん放射性セシウムの汚染が進んだ土地だったというのはあるんですけども、同じ土地であっても田んぼによってどうも様子が全然違うということがわかってきたので、そういう原因調査をしたということがございます。

その緊急にやった調査の結果が、次のスライドでして、相変わらず97.5%は100ベクレルを切っているようなものでしたが、500を超えるものが幾つかあったということでもあります。その農家の数は38件あったわけなんですけど、福島県全体で6万6,000戸の農家があって、このとき調査した農家の数が2万3,000戸ですので、農家の数としては非常に少なかったわけでもあります。

何が原因だったのかというのを幾つか調べていった中で、すべてではないんですけどもわかってきたことがありまして、土壌中のセシウム濃度が高いというのは、これは当たり前のことなんですけど、土壌中のセシウム濃度が高くて水田の中の、土壌の中のカリウム、カリウムというのは肥料の成分の1つなんですけども、これが少ない田んぼ、土壌で米をつくった場合にセシウム濃度が高くなるということがわかってきました。このグラフで言いますと、右側に行くほどカリウムの濃度が高い。縦が米の濃度なんですけども、カリウム濃度が平均よりもずっと下がったところで米の放射性セシウムが高くなるということが

わかってきました。ですので、今年はカリウムの肥料をきちんと多目にやるというような対策を打っているところです。

もう1つわかった原因が次のスライドなんですけども、実は山合いの非常に小さな水田、農業機械が入れないような田んぼで基準値超過がたくさん見られたということがあります。共通していたのが、農業機械が入れないものですから、耕す深さが浅かったと。浅かったために根張りがすごく浅くて、現地に行って稲を引っ張るとすぼんと抜けるような、そんな状態でした。そんな状態であったがために、根が分布している土壌の表面に高濃度の放射性セシウムがあって、そこに根がぎっしり張られていたと。セシウムがすごく吸われやすい状態にあったということがわかってまいりました。こういったことがわかってきましたので、24年度はなるべく深く耕しましょうというような対策をとっているところであります。

あと、ここに24年産米の取り組み、字がたくさん書いてございますけども、そういう対策をやったほかに、福島の中でも500を超えるような米がとれたところ、ここは24年産は作付を制限しております。あと、今の基準値であります100ベクレルを超えるような米がある程度とれてしまったようなところでは、先ほど申し上げたような吸収抑制対策、カリウム肥料とか、深く耕す、あるいは除染といったようなことをやった上で、米の全部の袋を検査するというのをやってもらっております。

それ以外の地域においても、23年度の調査結果、濃度の高いものがとれたところほど検査の密度を濃くするというようなことをしております。

福島県の地図で具体的に言いますと、色の濃いだいたい色が塗られているところでは作付を制限しているということです。あと、薄い黄色を塗ったところでは、国のほうから全量の検査をお願いしたところでもあります。このほかに、福島県は自主的に、全県的に全部の袋を検査するというのを決めまして、もう始めているところであります。ですので、福島県の全体、白く塗ったところ、福島県全体の米を、全部の袋を検査するというのを実はやっております。

現時点の検査の状況なんですけども、済みません、1週間前のスライドしか持ってくるのができなかつたんですけども、ここの数字は忘れていただいて、大分様相が変わっております。事前出荷制限区域では、大体29万袋の検査が終わってしまっていて、基準値を超過したものは今のところありません。ありませんが、実は例えば99ベクレルとか、あと、これは今朝わかつたんですけども、100ベクレルちょうどという米は、実は検査の結果出たのがわかっております。わかっておりますが、30万件やつた。そのうちの1点とか2点とかでそういうものがあるということでもあります。それ以外の区域の抽出検査でも今のところ超過は出ておりません。福島県全体で、ここの数字には書いておりませんが、自主検査を含めると、今終わった件数が400万袋の検査が終わっています。全部で1,200万袋をやるということになってしまっていて、新しい機械をたくさん導入してそういう検査の体制をとって今やっているところであります。もちろん流通するのは基準値を下回ったものに限ると

いうことであります。その他の16都県でも、今のところ超えているものはありません。検査の点数は既に去年よりもたくさんやっております。ですが、まだ米は、福島県では数百万点の検査が残っていますので、これは途中の経過でありますけれども、おそらく基準値を超過するものが出る可能性は十分にあると思っておりますが、いずれにしても流通することはありませんので、ご安心いただければと思っております。

済みません。時間が押してまいりましたので、ほかの作物もざっとお話しできればと思います。

畜産物でございます。畜産物は、えさの管理が最も重要であります。特に、まず、事故の直後には原乳で100を超えるもの、200を超えるもの、少しございましたけれども、4月に入ってから以降は50を超えるものが1点もない状況です。昨年度でもそういう状況です。

あと、牛肉につきましては、稲わらで高い濃度のものが見つかった関係がありまして、割合としてはそんなに高くはないのですが、高濃度のものが見られたということになります。

ほかの畜産物、豚肉、鶏肉、鶏卵につきましては、これらの畜産物はえさが基本的に輸入物でありますので、基準値を超過するものはほとんどない。豚でわずかにございすけれども、昨年度においてもほとんどなかったということになります。

畜産物につきましては、新基準値に変わったことを受けまして、えさの基準をきちっと管理をするようになったということになります。事故直後にもえさの、飼料の暫定許容値という基準を決めておいたわけなんですけれども、食品の基準値が500から100に下がったことを受けまして、飼料の基準のほうも強化しているということになります。

そういった中で、例えば酪農とか牛乳につきましては、どうしても自給飼料、牧草を食べるということで、国内にも牧草地が結構ございます。栃木県とか岩手県とか、そういったところに牧草地があるんですが、どうしてもこの基準を満たせないような牧草地がありますので、そういったところでは除染、反転耕とかの除染対策をしております。こういうことを牧草地でしておりますと、畜産農家のほうは、今度はえさが足りないと困るわけですので、代替飼料の確保などの支援を国としてさせていただいているということになります。

検査につきましても、牛肉の全戸検査をやる県を広げ、茨城、群馬、千葉でも全戸調査をしておりますし、牛乳につきましては、1週間に一度に検査を強化しております。

その結果の24年の4月以降の検査結果です。基準値の超過が見られているのが豚肉だけなんですけれども、済みません、これも9月末現在のもので申しわけないんですけども、牛肉で10月に入ってから1点超えておりますが、こういう検査の点数に対してということでおわかりいただければと思います。

あと、牛肉につきましては、小さく書いておりますが、9月30日まで経過措置というのが適用されて500ベクレルという基準でございました。100から500のものが、この9月30日の間に4点あります。ですので、今までの間に牛肉で100ベクレルを超えたものが、



今現在で5点あります。検査点数としてはもうちょっと多くなっていますが、こういう万の単位で検査をして、その中でということでご了承いただければと思います。

次に、キノコ関係であります。キノコは、先ほど厚労省からもお話がありましたけども、100 ベクレルを超えるものがどうしても多くなっております。いったん原木に、木に落ちた放射性セシウムが、どうもキノコは感度がいいといいますか、キノコが放射性セシウムを吸いやすいということがわかっております。原木シイタケで3割、33%のものが基準値を、100 ベクレルを超過してございまして、山菜についても、山の中ということでなかなか除染とかもできませんので、26%ぐらいが超過していると。ですけども、菌床シイタケにつきましては、超過は非常に少なくなっております。23年度はこういう状況でありました。キノコにつきましても先ほどの畜産物と同じように、原木とか菌床用培地に基準を設けまして、それをを超えるものは流通しないようにということをしてしております。そのほかにも、なかなかそうするとキノコの本木が足りないということがありますので、需給のマッチングとか、そういったことをやっております。

これが24年4月以降の検査の結果なんですけども、昨年よりも超過の割合は下がっておりますけども、やはり依然として原木シイタケとか山菜は基準値の超過が見られる状況には変わりはありません。菌床シイタケのほうは、超過が今のところない状況であります。これら原木シイタケ、山菜では、多くの県・市町村で出荷制限がされている状況が続いております。

原木シイタケは以上でありまして、最後に、水産物についてご紹介させていただきます。

ここのデータは、事故後すべての点数になっているのですけども、100 を超えるものというのが、計算しますと12%程度あるということなんですけども、色を塗り分けしてございまして、福島県のものがやはり超過の割合が高くなってございます。こう見ると、福島県から水産物が基準値を超えたものが流通しているんじゃないかと思われるかもしれませんが、福島県は、全県的に沿岸漁業は自粛を基本的にしてございます。一部の品目につきましては試験操業を始めてございますが、そういったことで検査のために漁に出ている状態で一応検査を続けているということでもあります。

水産物の検査は、内水面の淡水魚種と、沿岸性の魚種と回遊性の魚種に分けて検査をしておりますけども、今のところ、先ほどの厚労省の話とも重なりますのでざっと申し上げますと、内水面の魚種のうち、天然のものと、あと沿岸性の魚種のうち底にすんでいるものでいまだにちょっと基準超過が出ている状況なんですけども、これは福島県の沿岸の魚の検査の結果なんですけども、ここがいわゆる基準のラインですけども、表層にすむ、例えば、これはコウナゴのデータなんですけども、ほとんど今は基準値を下回るようになってきているということなんですけども、底のほうにすむ魚、これはカレイなんですけども、カレイではまだ基準を超えるものがたくさんある状況ですので、これは自粛として、イカナゴのほうもまだ自粛はしておりますけども、こういう検査の状況になっていると。

イカ・タコの関係は、検出限界である10をかなり切るような状況になってございますので、

こちらのほうは試験操業に入っているということでございます。

これがほかの県も含めました出荷制限の状況なんですけど、やはり福島県に限らず、青森とか岩手、宮城、茨城といったところで、海では底にすむ魚が中心、内水面での淡水では、これは全部天然なんですけども、養殖ではないものに出荷制限がかかっているということでもあります。

今度、水産業になりますと、なかなか管理ができないという面がございます。ですので、100 を超えるおそれのある水産物の出荷は控えるというようなことで、出荷制限になっていない品目であっても、例えば宮城県、茨城県といったところでは、出荷制限はなくても自ら自粛をして100 を超えるものは流通しないような取り組みをしております。

そのほか、産地の表示につきましては、水揚げをする場所というよりも、海のどの場所ですとったのかなということのほうがより重要ですので、なるべくこういった海のどこの場所ですとれたのかということを表示してもらうように、漁業とか、小売の現場に働きかけをしているところでございます。

済みません。駆け足になりましたけども、こういった取り組みを続けていって、より安全な食品が提供できるように、農水省としても努力をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

私の説明、済みません、駆け足で恐縮でしたが、以上でございます。ありがとうございました。

○司会者（消費者庁・岸） 以上で、前半の説明の分を終わります。ご清聴、ありがとうございました。

ここで一たん休憩の時間をとります。

皆様の議事次第では、休憩10分間と書いてありますが、ミスプリントです。申しわけないです。休憩時間は15分の予定ですので、若干時間が遅くなりましたので、遅くなった分だけ延ばしまして、15時20分から再開したいと思います。それまでにお席にお戻りください。

（休 憩）

○司会者（消費者庁・岸） それでは時間になりましたので、再開いたします。

ただ今から、質疑応答・意見交換の部に入ります。

壇上には、先ほど説明を行った3名に加えて、奈良県くらし創造部消費・生活安全課課長補佐の中谷英雄が登っております。

ご質問のある方は挙手をお願いします。私が指名いたしましたら、係の者がマイクをお持ちしますので、可能であればご所属とお名前をお願いいたします。

今回の講演内容と意見交換の様子は、議事録として関係省庁のホームページで後日公表

する予定です。議事録にご所属、お名前を掲載させていただくことに不都合がある方は、その旨をお申し出ください。できるだけ多くの方にご発言いただきたいと思いますので、ご発言は要点をまとめて簡潔にお願いいたします。また、必ずマイクがお手元に届いてからご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、ご質問、ご意見のある方、いらっしゃいますか。

どうぞ。

○質問者 A 奈良市の辻本と申します。

食品の安全基準について質問いたします。

この福島の事故が起こる前は、チェルノブイリ以来の関係で、日本の輸入食品の基準というのが 370 ベクレル/kg だったと思うんです。ですよね。ところが、3.11 以降は、それが 500 ベクレル/kg というところで暫定基準にされました。理由はどこにあるのでしょうか。

1 年たった後、その基準が 100 ベクレル/kg に厳しくされました。以前も安全だったんだけど、さらに安全を確保するためというのが先ほどの理由でしたけれども、少なくとも昨年の 3 月から今年の 3 月末まで 100 ベクレル以上 500 ベクレル以内の汚染食品は国内に出回っておったわけですよね。それが今回 100 ベクレルになりましたけれども、安全だからという基準じゃなくて、結果的には状況に応じて基準を変えられているということは、安全というよりもほかに理由があるのではないかというふうに考えてしまいます。今回の 100 ベクレルになったのも、食品の汚染数値が下がってきたからそれに依拠するというふうな言い方をされているところからによると、当初、100 ベクレルというふうな、それも私は甘いと思いますが、その基準だったらもっともっと、よく言われてきました風評被害とか、いろんなことが起こるからということが基準であって、国民のほんとうの意味の命と健康の安全を守るという基準から考えられたのではないのではないかと疑ってしまいます。そのことについて質問、お答えください。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございます。

それでは、お答えいただけますでしょうか。

○鈴木（厚生労働省） ご質問いただき、ありがとうございます。

まず、チェルノブイリ事故の際に設定されておりました輸入食品の暫定限度と呼ばれる 370 ベクレルと今の基準値の違いについてなんですけれども、放射能の基準というものは、汚染されている食品の流通割合に合わせてチューニングする必要があります。今回の事故であれば放射性セシウムを中心に日本国内で放射性物質が放出され、国産の食品が汚染されるというような事態が起きたため、国産の食品がすべて汚染されていると仮定して計算されていると。一方、チェルノブイリの事故では、国産の食品は、当然ながら基本的には汚染されておらず、欧州、ロシア等から来る一部の食品だけが汚染されており、それらの輸入食品に対して規制をかければ国民の被ばく量というのは安全な域に管理できるという計算でした。このように、実際に流通する食品がどれくらい汚染されているのかとか、そういったことに基づいて基準値は計算され、実際に値も変わってくると。そういうこと

をご理解いただければと思います。

今回、事故が国内で起きたということを受けまして、事故後の緊急的な対応としては、あらかじめ原子力安全委員会が設定していた飲食物摂取制限の指標というものを使用しました。こちらについては、原子力安全委員会の専門家であったり、内閣府の食品安全委員会であったりといった専門家を含めて一般的に緊急時の対応として十分安全側であるという考え方もいただきながら、初めて国内向けの食品について規制を置いたものです。

また、今回の新基準というのは、さらに安全を確保していこうということで、可能な限り低く、しかしながらボトムラインというものは国際的にも1ミリシーベルトというのがございますので、そこまで下げるという考え方で設定していったということになります。○久保（食品安全委員会） 暫定基準値 500 ベクレル/kg がどうなのか、ほんとうは安全ではなかったかというのはもともと根本にあるかもしれません。それがベースになったのが年間5ミリシーベルトのセシウムの許容量、これはもともとICRPが非常時にこれを1つのベースとして緊急時の対応をしましょう。これは一番最低値でありまして、上は多分20ミリシーベルトぐらいになっていたと思うんですけども、日本国としては最低基準の緊急時の対応としての5ミリシーベルトというのを採用し、それに基づいて一般的な食品で500ベクレルという暫定基準値を設けたということでございます。

私どもは、年間5ミリシーベルトという暫定基準値なるものにつきましても、その根拠になった基準論文にさかのぼりまして、これが未来永劫年間5ミリシーベルトでオーケーよというには確証は持てませんが、暫定的な数年間であれば我々の健康を十分担保できるというような判断をさせていただいたこととございまして、これが危ない前提で決めたというわけではございません。

放射線防護の考え方によりますと、下げられるものはできるだけ下げていきたいと思いますというのが基本的な哲学、科学でなく哲学の部分でございまして、今般の1ミリシーベルトにしましょうよというのは、そのルールに従って下げ得るものであったので1ミリシーベルトに下げましたというのがその流れかと私どもは考えてございます。そこは500ベクレルが危ないということではないということをご理解いただければと思います。

私どもが出した生涯100ミリシーベルトという1つの器があります。それにどれぐらいたまってしまうのかということをご理解していただければ、十分アローワンスというんでしょうか、数年で100ミリシーベルトを超えるということは年間5ミリシーベルトであってもないということとございますので、そういった意味合いでもかなり安全だというふうにご理解いただければと私どもは考えます。

○司会者（消費者庁・岸） よろしいでしょうか。引き続きご質問ですか。それでは、マイクでお願いできますでしょうか。

○質問者A 今、いみじくもおっしゃられましたけど、基準というのは汚染基準に合わせてチューニングをする必要があると今、鈴木さん、おっしゃられましたよね。でも、汚染基準に合わせて基準を決めていくということやなくて、私たちの体に安全なのか、危険な

のかということの基準が一番大事だと思うんです。そうですね。全体が汚染されているからとか、あるいは、チェルノブイリで汚染された輸入食品であれ、国内の汚染された食品であれ、それを私たちが摂取するときのこうむらなきやならない内部被ばくというのは一緒ですね。そういう意味では、そういう汚染基準に合わせてチューニングする必要があるという考え方そのものがおかしいのではないかと。

さらに、ICRPのことを言うておられますけれども、ICRPというのは1つの団体ですよ。しかも原発を推進していこうとしている国際的な機関の、なんですよ。そこが決めている基準なんです。そしたら、同じように国際的な基準というのであったら、欧州の放射線防護委員会の基準なんかで言えば、日本の国に対して、子どもを含めて4ベクレル以上のものは摂取させてはいけないと勧告をされていますよね。そういうふうなところについては、きょう一言も触れられておられませんでした。ICRPのことばかり言うておられましたよね。やっぱりいろんなことを検討して、国民の健康・命、子どもたちの命と未来を大事にしようということ言えば、そこら辺のことも含めて全部検討されて、安全かどうかというのを判断されることが必要なのではないかなと。ICRPというのはそういう団体だということも、そこを含めて説明されるべきではないかと思うんです。

○久保（食品安全委員会） 済みません。ECRRのことをおっしゃっているかと思えますけれども、私どもの評価の現場におきましては、ECRR、あとバズビーさんの論文につきましても専門家における検討をさせていただき、これはなかなかはっきりした根拠がないので採用できないということでしたので、1つだけの、ICRPだけの意見を右から左に見ているということではございませんので、そこはしっかりとご承りいただきたいというふうに考えます。

あとちょっと補足なんですけれども、体に対する影響というのは、あくまでも摂取する機会と量で変わってくるものでございますので、チェルノブイリから輸入される輸入食品をどれだけ摂取する機会があり、どれぐらい汚染されているかということと、今回の福島原発による放射性物質が我々にとってどれぐらい影響があるかというのは、全く違うケースというんでしょうか、パターンになっていますから、それはオーダーメイドに応じた措置というのは当然考えなければいけないということで、厚労省さんもそういう設計でああいう基準値を設けてございますので、そこも機会ととる量というのが重要だということをもまず念頭に置いていただきたいというふうに考えます。

○司会者（消費者庁・岸） ほかに補足はありますか。

○鈴木（厚生労働省） 久保さんから説明がありましたとおり、いずれも体への影響に基づいた計算で基準をつくっております。しかしながら、実際に流通している食品の汚染の割合などを計算に入れるとベクレルの基準値は違ってくるということです。あくまで健康影響ということをベースに基準はつくられているということをご理解いただければと思います。そこはちょっと誤解をいただいているのかなと思います。

国際的な基準もいろいろ数字がありますけれども、例えばコーデックス委員会の尺度は

1 ミリシーベルト、日本も1 ミリシーベルト、健康影響の尺度としては同じ観点で基準値は設定されています。しかし、例えばコーデックス委員会であれば、流通食品のうち10%しか汚染されていないという前提に立って計算がされていますので、コーデックス委員会のガイドライン値はセシウムについて1,000 ベクレルの基準値になっている。しかしながら、日本は実際に事故を経験して汚染されている食品がコーデックスの前提よりも多いだろうということで、半分の食品が基準値まで汚染されていても1 ミリシーベルトという健康影響の尺度でコーデックスと同じ水準になるようにというふうに計算をしているので100 ベクレルという基準値、厳しい基準値になっている。そういうふうに、あくまで基準値については健康影響の観点でつくっているということだけのご理解いただければと思います。

○司会者（消費者庁・岸） それでは、ほかにご意見、ご質問のある方。

はい、どうぞ。

○質問者B 意見ではなしに、厚生労働省に対する要望なんです、いわゆる新しい基準ができた。それについていろんなご意見があるかもしれませんが、そのモニタリング体制というのか、監視体制ですね。それをどういうふうにして実施していくのか。従前の食品のいろんな化学物質等による汚染の調査というのは、基本には各地方自治体に依頼して、いわゆる収去という手法でサンプルを集めて監視をしていくというふうな手法であったと思うんですが、今回の場合は、汚染地域がある程度限定されているわけでありますから、まずはそこから出るところでできるだけ100%カットしていただくというのが、まず第一に出てくるかと。ただ、それだけでも今回の事例で見られるように、その網をくぐって広がっていく部分があるということですので、全国の自治体での監視体制がやっぱり必要であろうと。ただ、そのときに、今、流通業界というのは非常に昔に比べて複雑化しておいて、インターネット等で直接販売というのがどんどんされている状況になっている。従前の収去という手法では今追いつかなくなっているのではないのでしょうか。そういうことで、監視のモニタリングをもっと増やしていただきたいというか、いわゆる手法として強化していただきたい。数自身は、特に要望はございませんけれども、いわゆる収去だけではなしにいろんな方法で縛りをかけて、いわゆる試し買いをかけていくという手法がやっぱり要求されてくるのではないのでしょうか。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございます。

厚生労働省への要望ということなんですが、いかがでしょうか。

○鈴木（厚生労働省） 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりでありまして、流通する食品で基準値を超えるような食品がないようにということが一番の目的でありますので、そのためにできることをしていくことが一番大切だと考えて我々も取り組ませていただいております。実際に放射能の検査というものは、農林水産省さんであるとか、生産現場の方々に大変なご協力をいただいて、例えば、農家の方々に除染、先ほど果樹の木の皮を全部はぐとか、お茶の剪定を、深刈りを

するとか、いろんな取り組みをしていただいて、そもそもそういう汚染された食品をつくらないようにということを現場でもしていただいている。さらに、検査についてはできる限り出荷の前の段階ですね、出荷されてしまってから、流通してから収去検査をして超過をしているものが見つかるということではあまり意味がありませんので、それよりも出荷する前に、例えば出荷シーズンというものが決まっているものであれば、そのシーズンが始まる直前に集中的に検査をして、怪しい状況があれば出荷を少しストップしてみるとか、そういうようなことをして流通品の安全を確保しております。

実際に厚生労働省でも小さな取り組みとしまして、流通品をサンプリング調査といたしますか、買い上げ調査というような形で流通品が安全かどうかということを確認しておりますけれども、流通品の超過というものは、現在はほとんど見られなくなっているという状況がございます。完璧というものは、必ずしも断言ということは常にできないわけですが、かなり流通品の安全性というのは担保できるようになってきていると考えております。

○土居下（農林水産省） 農水省からも少し補足をさせていただきたいと思うんですけど、今おっしゃった要望は、おっしゃるとおりで、国のほうから、原子力災害対策本部からということなんですけど、そこから県に対してお願いしている検査のガイドラインという中には、いわゆる 17 都県というところをお願いをしています。17 都県は、北は青森から、東北・関東と、西のほうは新潟、長野、静岡のところまでの各都県に検査のお願いをしているんですけども、その中でも、より汚染の状況の厳しい 7 県についてはより検体を多く検査をしていただきたいということはガイドラインの中に盛り込んでいまして、実際に最低限の点数というのを盛り込ませていただいております。一方で、ほかの県は全くなくていいのかということになりますと、例えば、稲わらが西のほうまで流通してしまって牛肉が汚染されたこともありました。また、原木シイタケで、原木が西日本、広島で原木シイタケが超過したという事例もありました。そういったことから考えると、強弱をつけるというのはもちろんそうなんですけども、全く西日本で体制がなくてもいいかということになりますと、ちょっとそこまでは今やりにくい状況なのかなと思っております。

○司会者（消費者庁・岸） よろしいでしょうか。

マイクをお願いします、今の方。

○質問者B ありがとうございます。

全体の動向から見れば、だんだん低レベル化してきているということがあると思うんですが、しかしながら、実際には除染、あるいは対策のめども立っていない山林がやっぱり農地の真横に存在している地域が福島では結構たくさんあるわけです。その地域からは、それなりに汚染された水が出てきているわけですから、やはり十分な警戒が地域的には必要であろうと僕は思うわけです。

それから、全然関係ない話なんですけれども、委員会の先生にお聞きしたいんですけれども、食品安全委員会の、まず、今回のデータの基本として世界の高濃度の汚染地域のデ

ータを収集して、いわゆる自然放射能による地域の発がんリスクの増加が見られなかったと。よく使われていますよね。だけど、このような地域、インドであるとか、ブラジルであるとか、このような地域の、当然調査しておられる方は欧米の先生方だろうと思うんですけども、地元の大学とそういうところの疫学データをやっておられると思うんですけども、だけど、多分平均寿命は四十幾つとか、50とかいうレベルですよ。そういうふうなところで、いわゆる発がんのリスクが見られないとって日本の平均寿命、80という世界にそのデータを持っていくことができるんですか。僕はちょっとこれは、日本とは、特にがんということを言いますと、潜在期間といいますか、発症に至るまでの経過がまだ十分わかっていないところもあるとは思いますが、非常に長い時間を必要とする。遺伝子的なレベルで考えても。ちょっと難しい話じゃないかなと思うんですけども、ちょっとコメントをいただければありがたいです。

○久保（食品安全委員会） ありがとうございます。

もちろんそこら辺の平均余命とか、生活のレベルの部分につきましても、一応スクリーニングをして、1つの高線量地域における増加、それは同地域の同じような生活習慣をされている方と比べてどうかということについて報告されたものですので、そこは、あと、日本の場合、高齢化が進んでいるんですけども、それは高齢化になるにつれ自然に発生するがんのリスクも当然高くなっていくということですので、放射線によるがんというのは、もちろん年齢を重ねてから出る場合もありますし、加速して若年ベースから出てくる場合もありますので、必ずしも平均余命が長いからということではだめというふうには、採用できないというふうにはちょっと考えにくいんですよ。要は、日本人が高齢になってくると、別にそういう要因がなくても自然発生的ながんになるリスクがかさ上げしてきますので、同じ平均余命がある期間の中で比較できるというふうには考えれば、ここは採用できると思いますし、必ずしもインドだけではなく、ほかの地域、もう少しいろんな平均余命が高いところもございますので、そこも総合してこういう結果がある。それをベース、参考にさせていただいたということですので。

○土居下（農林水産省） いただいたご意見で、山際の農地がなかなか危ないんじゃないかというご指摘があったんですけど、もちろんそういうところはございます。米の基準値超過の原因、今日2つほどご紹介したんですけども、まだ去年のデータで検証されていないのは、水がどの程度影響しているかというところがまだわかっておりません。水のモニタリングは沢水、山から直接流れてくるような水についてもモニタリングはしております。水自体は濃度は高くないんですけども、雨が降った後の懸濁したものが流れてくるときに濃度が上がって、それをろ過するとみんな落ちてしまう。要は粒子にくっついた格好で流れてきているというのがわかっています。その粒子で流れてくる分には、そのまま農作物には吸われないんですけども、粒子が粘土とくっついているものはそう簡単にセシウムが離れないとわかっているんですけども、有機物とくっついて流れてきている場合は、有機物が分解されるときに非常にセシウムが植物に吸われる状態が出てくるのではないかと



うことを言っておられる学者さんがたくさんおられて、この辺は今年の水田でいろんな試験区を設けたりして今調査をしているところです。

その結果を踏まえて、また来年産の水をどういうふうに対策を打っていくか。必要であればそういう対策を打っていかなければいけないと思っておりますし、そういったことに生かしていきたいと思っております。ご指摘のところは、一応は認識して準備はしているという状況でございます。

○司会者（消費者庁・岸） 先ほどから挙げられている方がいらっしゃいます。どうぞ。

○質問者C 生駒市の高原と申します。資料2ですから、厚生労働省さんの資料のスライドの14番、14番の下の括弧の、吹き出しじゃなくて、このテキストボックスの中に入っておるやつですけども、食品からの放射性セシウムの年間線量は、自然界に存在する放射性カリウムの年間線量に比べて非常に小さい値であったと、こう断定されていますね。別にこれに疑問を抱くわけではないんですが、しかも、きょう発表された資料の中のモニタリングというのは、ほとんどセシウムのグラフでしたね。セシウムからストロンチウムとかプルトニウムとか、ウランとか、いろんなほかの放射性元素の挙動についてもある程度波及的に挙動を推定するというようなことも言われたと思うんですが、もしこのスライド14のことが全く、非常に小さな値だから無視できるというならば、なぜセシウムの、測りやすいということだろうと思うんですけど、それも言われていたと思うんですけども、なぜセシウムだけでいいのか。もしカリよりも非常に小さい値で無視できるというなら、なぜそれほどセシウムにこだわる必要があるのか。そこのところですね。

文部省の副読本を見ますと、ほかにカリとセシウムの間にルビジウムというのがあるんですよ。同じようなアルカリ元素に。これも体内被ばくという形で載っているんですけど、堂々と。これについては一言も出ていないし、多分原発事故からは出てこないのかもわかりませんが、あまりにもセシウムだけにずっとデータが偏ってしまっているというのは、何かほかを無視されているようにもとれると。セシウム以外には健康被害はないんだというぐらいの言い方にも聞こえてしまうんですけどね。測れるからということだけなのか、理由は。それとも、もっと別の理由があるのか。ちょっとそこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございます。

厚生労働省の資料への質問ということで、お願いします。

○鈴木（厚生労働省） ご質問、ありがとうございます。大変重要なご指摘だと思います。

なぜ基準値が放射性セシウムなのかということは、先ほど申し上げたとおり、一番測定しやすいからということが一つなんですけれども、実際に今回の事故で大気中に放出された放射能というのは非常に数多くありまして、事故後1年たっても、まだ影響が残るような半減期の長い核種というのは、先ほど申し上げたようにプルトニウムであるとか、ルテニウムであるとか、ストロンチウムといったものもございます。

ただし、資料のほう、資料2の7ページのところなんですけれども、そちらに細かい字

で恐縮なんです、放射性セシウム以外の核種からの被ばく量というのは19歳以上の場合、これは全体としてなんですけれども、実は食品ごとにストロンチウムを多く含む食品とか、セシウムの割合が多い食品とかいろいろ、それもすべて計算しているんですけれども、ざっくりとした計算としては、最大でセシウム以外のものが12%、裏を返すと、線量への寄与という者は88%がセシウムであるということです、セシウムが一番メインの、シーベルトという健康影響の単位に与える尺度では、一番メインのプレイヤーがセシウムであるということが考察できるわけなんです。

ですので、検査の実効性という観点だけではなく、セシウムというのがやはり管理すべき核種を中心になっていると我々は考えています。ただし、そのほかの核種を無視しているのかということについては、そうではなくてきちんと影響というものを計算して、セシウムの基準値を満たしていればそれらの影響も考慮できるようにしております。

先ほど14ページの資料のほうで、なぜセシウムとカリウムしか測っていないのかというご質問もありましたけれども、こちらについては、やはり測りやすさから、セシウムとカリウムは同じゲルマニウム半導体検出器で一度に測れますので、それらをまずは測ったということになります。しかしながら、我々もこういった調査というのは今回だけで終わりにするつもりはありませんで、実際に既にほかの核種を含めた、こういった調査というものを、対象地域を広げてやっております。これはマーケットバスケット法という調査になるんですけれども、それも全国に展開しておりますし、さらに、別の陰膳法という方法もはじめています。これは、一般のご家庭にご協力をいただいて、その方が朝昼晩、実際に食べるものを、自分の食べる分と別にもう一人分つくっていただいて、その中に実際に含まれている放射性物質がどれくらいか測定するという、個人が実際に被ばくした量というのをより正確にはかれる調査なんですけれども、そういったものも全国でやっております。さらに、それは年代といったものも考慮して、何歳ぐらいの方とか、そういったことも分けて調査をしています。

こうした調査の中で、セシウムが出てくるような場合には、他の核種も含まれている可能性が高いということで、ストロンチウムであるとか、そういった核種も測定すると。そして、その水準をちゃんと公表していくということにしております。

○司会者（消費者庁・岸） 何か補足されることはありますか。

よろしいでしょうか。

終了時間が近づいてまいりましたので、そろそろ最後の質問、ご発言をいただきたいと思いますが、どなたか、ご質問がある方。はい、どうぞ。2人でしょうか。質問がある方、全員挙げていただけますか。4人でよろしいでしょうか。それでは、今挙げられている方、手短にお願いします。

○質問者D そしたら、意見をさせていただきたいんですけれども、私は小さな子どもを持つ母親として、この事故の後では放射能の害については勉強してきました。それで、チェルノブイリのことなどの教訓として、警告されている先生方によると、100ベクレル/kg

の食品は安全ではないと私は思っています。ですので、検出されていないということをおっしゃられても 100 ベクレルで安全ではないと思っているのがまず 1 点なんですけれども、実際、福島県の県庁の庁舎では、食堂は 1 ベクレル以下というふうにしていますという看板が出されています。そして、県の給食は 10 ベクレル以下です。それに対して 100 ベクレルとはどうなんだろうというところはあるんですけれども。

あと、シーベルトに換算して考えるということも、それが信用はできないんですけれども、外部被ばくで 1 mSv 以下というのがこの原発事故の前の国の基準でした。それが一たん福島などでは 20 mSv が許容されてしまって、今も 1 mSv を守れない地域でたくさんの子どもたちが暮らしています。それに追加するところで、プラス食品から 1 mSv というのは、ほんとうにむちゃくちゃなことだと思うんです。

内部被ばくということの危険性をあまり認識されていないのかなと思うことと、実際、チェルノブイリでベラルーシでは子どもの 80% が何らかの病気を持っていたり、NHK で最近放映されていたところでも、チェルノブイリの検証の番組でも、幼稚園の先生がほとんどの子、100% というぐらい、みんな元気がなく病気がちだと言っていました。がんだけではわからないところで実際に被害が出ているので、それを繰り返してはいけないと思っています。

○司会者（消費者庁・岸） 今の方はご意見ということでしょうか。わかりました。

それでは、時間がありませんので、次の方、続けてお願いします。手短かにお願いします。どうぞ。

○質問者 E この資料によると、「100mSv 未満の健康影響について言及することは困難と判断」と書かれていまして、先ほど健康被害はあるともないとも言えない。100 ミリ以上がだめで 99 ミリ以下がオーケーだとも言えないというようなことを言われていたんですけども、この資料の前のページとかを見ると、200mSv 未満では白血病による死亡のリスクに差がなかったとか、明らかに 100mSv 以下だったらオーケーですみたいなことが書いてあるんですけど、おかしくないですか。

それと、今の基準値を、大人だろうが、子どもだろうが、赤ちゃんだろうが、年寄りだろうが、ずっと食べていて 1 人も病気になったり、死亡する人はいないと言えるんでしょうか。

もう 1 つ、今の食品の検査、全品検査はしていないと思うんですけど、今普通に暮らしている人たちは、今の食品は全品検査されていると信じ込んでいる人が多数います。全品検査していないですよとなぜ言わないんでしょうか。

それと、先ほどセシウムが基準値を超えたものかな、ストロンチウムなどほかの検査もしていると言っていましたけど、その結果はわかるんでしょうか。そういったのは初めて聞いたんですけど。

以上です。

○司会者（消費者庁・岸） ほかの質問者の方、続けてお願いします。先ほど挙げられていた方。

○質問者F 1 ミリシーベルトとか、基準値が出てきたんですけれども、1 ミリシーベルトは大人対象のミリシーベルトのあらわし方なののでしょうか。それをすべての子どもたちや年齢層の人たちに当て込んでいるのでしょうか。

それと、食品の基準値が18歳ぐらいの方が一番厳しいというお話だったんですけれども、小さい子のほうがベクレル数が高くてもいいという理由がちょっとわからないんですね。大体放射能というのは毒物的な感覚が私にはあるのですが、お薬にしても体重に対してどれこれというような濃度を決めていたと思うんです。なのに、子どもに対しては高くても大丈夫という判断をされた理由を教えてください。

○司会者（消費者庁・岸） もう1人、挙げておられた方。どうぞ。

○質問者G 奈良県における水道水の検査が実際どのようにきめ細かく行われているのを知りたいのと、それから、他方、市販されているペットボトルなんですけれども、海からとったものとか、山から流れてきた水とか、たまった井戸水状のものでくみ上げたものとか、3種類ぐらいあると思うんですけれども、それに対しての放射性物質の検査方法なんかはどういうふうな指導がなされていて、実際どういうふうになって検査されているのか、知りたいです。

○司会者（消費者庁・岸） たくさんのご質問、ありがとうございました。

時間が過ぎていきますので、簡潔にお答えをお願いします。どれからでも答えられるところから。

○中谷（奈良県） 水道水のことについてお答えいたします。

文科省の委託事業としまして、環境放射能水準調査というのが奈良県でも行われています。水道水、降水物、土壌などの検査をしているんですけども、先ほどのゲルマニウム半導体検出器を使用して、保健環境研究センターで行われているんですけども、水道水についてはセシウム134、137、ヨウ素131につきまして、検出はずっとされておりません。

○久保（食品安全委員会） 私どものほう、100 ミリシーベルトから200の間の話と、以下の話のご質問だと思います。

この1つの清水さんが行った白血病の死亡リスクのデータによると、200 ミリシーベルト未満であれば被ばくした集団と被ばくしていない集団の中では差が見られなかったという見解が見られたと。ただし、ほかのツールで、右のほうに書いていますプレストンさんではそういう結果ではなく、100 ミリシーベルトが1つの上限と見られるような結果が見られたということです。

ですから、ここはより厳しい、見解がはっきりとした根拠を持った厳しいデータとして私どもは100という1つの目安の値を設けさせていただいた。ただし、100以下についても16ページのスライドにありますように、より小さなレベルで子どもさんに対する影響がある。これは上2つにあるようなはっきりとした、要はどこに出してもおかしくない、き

っちりと考察されたデータではないと。線量がそもそもどれぐらい浴びたかがわからないデータでありますので、そこはわからないんですけれども、そういう報告があるということは無視はし得ないので、その以下についてはグレーとしか、今の科学的知見の部分としてはグレーとしか言えないという形の整理をさせていただいたということでございます。

今の1人でも健康被害を及ぼさない保証があるかという、それはどういうケースにおいてもそんなことはだれも言えない話であって、神のみぞ知る世界で、私がこれから関東に帰るときに事故で死ぬ可能性も全くゼロではございませんので、そういったことに対してはとても答えることはございません。ただし、先ほど申し上げた生涯100ミリシーベルトというのは1つの器というふうに考えていただいて、今、いろんな調査でわかっている、かなり高濃度の地域と言われる福島での食事を見ても、年間で0.02ミリシーベルト程度の被ばくであると。これは日生協さんも同じようなデータも出していますので、わりと信じていいと思うんですけれども、それを我々の100ミリシーベルトに達するまでどれぐらい時間がかかるかということをごく単純に計算すると、5,000年かかるわけですよ。その5,000年の月日、これに子どもさんが10倍感受性が高いですねとか、100倍感受性が高いですねといっても、現時点の被ばくのレベルから考えてみても、かなりというか、私の考えではほとんど無視していいようなリスクのレベルとしか認識し得ないと思いますし、我々は、私は家族も含めて孫もいるんですけれども、関東で普通の食事を安心してとって暮らしております。

○質問者E 言葉で無視していいとかじゃなくて、1人でも、うちの子が病気になったりしては困るんです。ほとんどじゃ困るんですよ。

○久保（食品安全委員会） それは、放射線だけじゃなく、子どもさんが病気になるとか、病気にならないとかというのはほかの要因にもありますから、そこは他者が。

○質問者E 因果関係が認めにくいからだけじゃないですか。ほとんどないと言い切ってしまうのはおかしくないですか。

○久保（食品安全委員会） おかしくないというのはどういうことで、全くないとは、私、申し上げていません。

○質問者E ほとんどないということは、それによって、食べさせられていることによって病気になったりする子もいるということですよ。

○久保（食品安全委員会） それは、放射線と限らず、リスクはゼロでない食品なんてあり得ないので。

○司会者（消費者庁・岸） 恐れ入りますが、マイクを通さないとほかの方に聞こえません。それから、会場の都合がありますので、手短にお願いします。

○質問者E それだけ、答えをもらえますか。

○久保（食品安全委員会） これ以上の答えは持ち合わせていませんので。

○質問者E それは逃げているだけです。わかりました。あなたたちの考えはよくわかりました。

○司会者（消費者庁・岸） ほかの質問について、お願いします。

○鈴木（厚生労働省） 全品検査をしていないというふうに宣言できないのかということですが、これは全品検査をしているというような説明もしていませんし、全品検査はしていませんということは、はっきりもちろん申し上げます。ただできる限り、選択と集中ということで、一番効率的に、検査機器等のキャパシティーとか、そういった問題もありますので、効率的に流通食品の安全が確保できるようにということで、先ほど申し上げた汚染のリスクが高いと考えられる食品を重点的に検査するとか、ガイドラインも随時常に見直して対応するとかといったことで、安全をできる限り確保するようにしております。検査機器の整備も大分進んできておりますので、そういったことは随分前進してきているのではないかと考えております。

それから、ストロンチウム等の調査結果、公表についてなんですけれども、例えば、水産物については水産庁のホームページ等で公表がされてきております。厚労省のほうで基準値をつかった際に、計算でセシウムとストロンチウム以外の核種の比率を出したわけなんですけれども、特に水産物については、野生動物ですので、こういった核種がどういう形で含まれるのか、十分わからないということもありましたので、これはいろんな専門家からも非常に保守的というご指摘もいただいたんですが、海産物だけは50%がセシウム以外の核種で汚染されていると前提を置いて基準値をつくりました。この前提が間違っていないかということは、水産物以外も含めてですけれども、現在検証の作業を実測で進めております。水産物については、昨年度、一部調査ができたものがありますので、そういったものは厚労省のホームページでも公表をしております。

それから、1ミリシーベルトは大人の方を対象にした基準かということなんですけれども、すべての年齢の方を1ミリシーベルト以内に管理するようにという目標で今回の基準値が設定されています。ただし、お子さんの年齢については、結果論としては食品の摂取量が少なかったり、牛乳や乳児用食品の基準値を厳しく設定するというので、1ミリシーベルトよりもかなり低いところに実行上の上限値が設定されている。0.2ミリシーベルトとか、0.3ミリシーベルトとか、そういった水準にお子さんの世代については設定がされているというふうにみなしていただき得ると思います。

それから、ベクレルについてですけれども、ほかの添加物とか、そういったものの基準については体重当たりという概念があるのに、放射能についてはないのが疑問であるというご質問かと思えますけれども、こちらについては線量換算係数という係数の中で、お子さんの年代の、各年代の体格であるとか、代謝というものが考慮されて、その中で考慮がなされております。

それから、ペットボトルの水についてですけれども、ペットボトルの水については、食品衛生法の食品に該当しますので、飲料水の基準である10ベクレルが適用になっております。この10ベクレルを超えたというようなケースというのは、たしか無かったと、今まで検査が自治体で行われていますけれども、無かったかと思えます。

以上です。

○土居下（農林水産省） 補足しますと、全品検査のことでご質問されたんですけども、むしろ今までこういった会、どこに行っても検査の点数が少な過ぎるということをいろいろ指摘を受けてきた。そういったこともあって、米は主食で皆さん食べられる量も多い。また、検査の技術も米は米粒で、米袋の単位ではかれる技術ができましたのでようやくできたというのが、米だけ全品検査ができていう、そういう状況です。

野菜とか果物とか、魚とか、そういったものは、実はすりつぶして、刻んだりして、細かくして容器に詰めるということをしないと正確に今の技術では測れないものですから、どうしても抽出の検査になってしまうという、そういう状況です。

○質問者E だから、それをはっきり消費者に示せばいいんですよ、国民に。全品検査をしているとも、していないとも言っていないと言いましたけど、今、日本全国の人、アンケートをとってみてくださいよ。ほとんどの人が全品検査をしていると思っていますからね。マスコミがいけないんだったら、マスコミに対してそういう指導をしてはどうですか。そう思いませんか。

○土居下（農林水産省） 済みません。こういう会で初めて言われたことで、皆様は抽出検査をされていることはご承知のことだと思っていました。そういうご指摘があったというのを承知しておきます。

○質問者D 今後はどういように対応していただけるんですか。

○土居下（農林水産省） 今の段階でこういうふうに対応しますということは申し上げることはできません。

○司会者（消費者庁・岸） 申しわけありませんが、時間がかなりオーバーしておりますので、十分な回答を持ち合わせていない部分もありましたが、今回のご意見、ご質問は、貴重なものとしてすべて持ち帰らせていただきまして、今後の政策に生かそうと思っておりますので、一たんこれで打ち切らせていただきたいと思いますでしょうか。

本日の意見交換会をこれで終了いたします。たくさんのご意見をありがとうございました。時間の都合上、十分にご発言いただけなかった方、大変申しわけありませんでした。円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。